

あわらし水道料金等検討委員会設置要綱

(平成 31 年 4 月 16 日伺い定め)

(設置)

第 1 条 あわらし水道事業の水道料金及びあわらし市公共下水道事業の使用料（以下「水道料金等」という。）に関する事項を調査、審議するため、あわらし水道料金等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道使用者又は下水道使用者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、水道料金等に係る審議の結果を市長に報告した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料を提出させることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、土木部上下水道課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。